

香川地方最低賃金審議会  
 第2回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業  
 最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年9月29日 10時00分～11時52分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について、労使双方から金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p><b>労働者側：第1回提示額 1,063円(60円引上げ)</b>      根拠：企業内最低賃金が1,064円で、ここから特定最低賃金1,003円を差し引くと61円になるが、特定最低賃金額と企業内最低賃金額が同じになると影響があるので、1円引いてプラス60円とした。春闘でいろいろな企業と労働組合が行ってきた賃金改善で、30年ぶり、40年ぶりとなる満額回答等、企業も物価上昇や人への投資を考えた結果だと思うので、プラス60円でも企業は対応できると確信している。</p> <p><b>労働者側：第2回提示額 1,052円(49円引上げ)</b>      根拠：J C金属労協の中期的目標の時間額1,200円と特定最賃の差197円を4年で上げるとして、197円を4年で割ると1年で49.25円となり、端数を切り捨ててプラス49円とした。</p> <p><b>労働者側：第3回提示額 1,049円(46円引上げ)</b>      根拠：今年の香川県最低賃金の引き上げ率4.6%を特定最低賃金1,003円にかけてプラス46円とした。</p> <p><b>使用者側：第1回提示額 1,015円(12円引上げ)</b>      根拠：昨年の引き上げ額23円の半分の11.5円を切り上げてプラス12円とした。地域別最低賃金で1,000円を超えているのは大都市ばかりで、特定最低賃金で1,000円を超えているのは大都市、岡山、香川で、現状でも相当高い水準にある。採用の面でも香川の高卒初任給は時間換算で1,091円と、需給バランスで既に上がっている。労側は春闘の賃上げのことも言うが、春闘は雇用している社員に報いるためのものであり、それが上がったから最低賃金も上げなければいけないという考えがよくわからない。既に社員の賃上げを行い、初任給も上がり、特定最賃のレベルも地賃よりも高く、他産業と比べても引けを取らない水準で、上げる必要があるのかと先ほどの議論の中で思った。</p> <p><b>使用者側：第2回提示額 1,023円(20円引上げ)</b>      根拠：今年の賃上げで、大手5社を除くと22社のデータがあり、22社のうち下位5社の平均を取ると2.04%となる。1,003円に2.04%をかけると20.46円となり端数を切り捨ててプラス20円とした。</p> <p><b>使用者側：第3回提示額 1,030円(27円引上げ)</b></p>		

根拠：造船大手5社を除く22社のうち下位10社の平均を取ると2.7%となり、特定最低賃金1,003円に2.7%をかけて端数を切り捨てプラス27円とした。

労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子が見えないうえ、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。

第3回専門部会は、令和5年10月10日10時00分から開催することを確認した。